

食品安全委員会第347回会合議事録

1. 日時 平成22年9月9日(木) 13:59～14:38

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イミダクロプリド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「インダノファン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピメトロジン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「モネパンテル」に係る食品健康影響評価について

(2) 食品安全委員会の8月の運営について

(3) 食品安全関係情報(8月14日～8月27日収集分)について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勧告広報課長
前田評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈イミダクロプリド〉

資料1-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈インダ

ノファン)

- 資料 1 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピメトロジン〉
- 資料 1 - 4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈フロニカミド〉
- 資料 1 - 5 農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジノテフラン〉
- 資料 1 - 6 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈モネパンテル〉
- 資料 2 食品安全委員会の 8 月の運営について
- 資料 3 - 1 食品安全関係情報（8 月 14 日～8 月 27 日収集分）について
- 資料 3 - 2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○小泉委員長 おそろいようですので「食品安全委員会（第347回会合）」を開催いたします。

本日は、7名の委員が出席です。お手元にございます「食品安全委員会（第347回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第の紙のほかに。

資料1-1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈イミダクロプリド〉」。

資料1-2「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈インダノファン〉」。

資料1-3「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピメトロジン〉」。

資料1-4「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈フロニカミド〉」。

資料1-5「農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジノテフラン〉」。

資料1-6「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈モネパンテル〉」。

資料2「食品安全委員会の8月の運営について」。

資料3-1「食品安全関係情報（8月14日～8月27日収集分）について」。

資料3-2「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり。）

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。最初に「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。まず、農薬「イミダクロプリド」「インダノファン」「フロニカミド」の3品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1-1、1-2、ちょっと飛びまして資料1-4に基づきまして、順に御説明させていただきます。

まず、資料1-1でございます。「農薬評価書 イミダクロプリド（第2版）」の4ページの審議の経緯のところを御覧ください。ページの半ばのところから「第2版関係」がございます。こちらが今回の評価の関係になります。昨年10月に農林水産省から飼料、穀類及び乾牧草中の残留基準設定に係る食品健康影響評価についての要請があり、10月の委員会で要請事項の説明を受けております。その後、農水省から厚労省に、なす、ほうれん草等に適用拡大する基準設定依頼があり、また、牛の筋肉等に関するインポートトレランスの要請もございまして、本年1月に厚生労働省から残留基準設定に係る食品健康影響評価についての要請がございまして、1月に委員会で要請事項の説明を受けたものでございます。本件につきましては、農薬専門調査会で7月と8月に2回審議されております。

9ページの「7. 開発の経緯」にございますように、この農薬は国内で開発された殺虫剤でありまして、126の国または地域で農薬登録されているということでございます。今回は2回目の食品健康影響評価でございまして、新たに提出されました資料や主な追加記載の関係といたしましては、まず14ページを御覧いただきたいと存じます。こちらの方に「(4) ヤギ①」、15ページの方に「(5) ヤギ②」がございます。16ページに「(6) ニワトリ①」と「(7) ニワトリ②」のニワトリのデータがございまして、動物体内運命試験の成績が追加されております。

先の方にいきまして、25ページのところから「6. 作物等残留試験」についても追加がございまして、主なものといたしましては、その次の26ページの「(3) 畜産物残留試験」の成績が追加されております。こういったものを踏まえて「(5) 推定摂取量」につきましても再検討をされております。

毒性の関係につきましては、少し先でございます。34ページまで先にいっていただきまして、真ん中辺の「(4) 発達神経毒性試験（ラット）」につきましても追記をしております。この試験における無毒性量は250 ppm（19.4 mg/kg体重/日）と考えられております。

最終的な食品健康影響評価につきましては39ページでございます。主な変更点につきましては、この半ばから少し下のところがございますが、畜産物中の暴露評価対象物質をイミダクロプリド及び代謝物M01ということで、この代謝物M01につきまして記載されてお

ります。ADIにつきましては変更はございません。

続きまして、資料1-2をお願いいたします。インダノファンという農薬、除草剤でございますが、その評価書でございます、3ページの審議の経過のところを御覧いただきたいと存じます。こちらページ半ばのところから「第2版関係」とございますように、2回目の審議であります。農林水産省から厚生労働省に対しまして、小麦、大麦に対しての適用拡大、それに関する基準設定の依頼がありまして、厚生労働大臣から本委員会に残留基準設定に係る食品健康影響評価の要請があったものでございます。本年1月の食品安全委員会で要請事項の説明を受けまして、7月の農薬専門調査会幹事会で審議がなされております。

少しめくっていただきまして、7ページの下の方「7. 開発の経緯」でございますが、このものは国内で開発されました除草剤でございます、海外では韓国で登録されているということでございます。こちら2回目の食品健康影響評価で、新たな資料の関係といたしましては、少し先の方でございます16ページの「(7) ラット肝S-9及びGST *in vitro* 系における代謝試験(追加試験)」の成績が提出されております。代謝経路についての知見が増えたわけでございますが、これまでに推定されていた代謝経路以外の代謝経路は推定されておられません。

先の方、18ページのところから「(3) 小麦」とございますが、植物体内運命試験について成績が追加で出ております。処理の89日後の玄麦では親化合物は検出されておられませんし、残留放射能濃度も非常に低かったということでございます。

少し進みまして、22ページに「6. 作物等残留試験」の成績がございます。こちらは表14の下の方にあります「小麦」と「大麦」につきまして試験成績が追加されましたが、この試験での残留は定量限界未満ということでございます。

最終的な食品健康影響評価は42ページからでございますが、追加提出されました資料を検討した結果、新たな知見は幾つか得られたわけでございますがADIの変更はございません。

続きまして、資料1-3を飛ばしまして、資料1-4のフロニカミドの資料をお願いいたします。このものは殺虫剤として使われる農薬でございます、3ページの審議の経緯の一番下の方に「第3版関係」とありますように、3回目の食品健康影響評価になります。

めくっていただいた4ページでございますように、インポートトレランス設定として、にんじん、キャベツ、肉類等の要請がございました。厚生労働大臣より昨年10月、残留基準設定に係る食品健康影響評価の要請があり、その後で、いんげんまめ、だいこん、ブロッコリー、アスパラガス及びえだまめへ適用拡大したいというお話もあったものでござい

ます。

新たな提出資料の関係といたしましては、少し先の方になりますが17ページの「6. 作物等残留試験」、18ページの「(2) 畜産物残留試験」、それから代謝物の関係のデータが少し追加になりまして、20ページの下の方でございますが「(2) 急性毒性試験(代謝物)」、24ページの「(5) 28日間亜急性経皮毒性試験」の成績、もう少し先でございますが30ページで代謝物に関する遺伝毒性試験として、表33の一番上の「代謝物B」のデータが追加されております。

34ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」がございます。変更のポイントといたしましては、35ページの下から2行目でございますが、畜産物中の暴露評価対象物質としましてフロニカミド、代謝物D及びEということで、代謝物Dが追加されております。このものに関しましてもADIの変更はございませんでした。これらの3件につきましては、パブリックコメントの手続は行わずに、この結果をもちまして関係機関の方に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本3件につきましては、意見・情報の募集を行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「イミダクロプリドの一日摂取許容量を0.057 mg/kg体重/日と設定する。」「インダノファン的一天摂取許容量を0.0035 mg/kg体重/日と設定する。」「フロニカミドの一日摂取許容量を0.073 mg/kg体重/日と設定する。」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 続きまして「農薬『ピメトロジン』に係る食品健康影響評価について」です。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1-3に基づきまして御説明いたします。

資料1-3はピメトロジンという農薬、殺虫剤の評価書でございます。まず、4ページを御覧いただければと思いますが、審議の経緯の真ん中辺でございます。この評価書(案)につきましては、昨年3月に国民からの御意見・情報の募集を行いました。その結果、再検討を行いましてADIが変更になりましたので、改めて本年4月8日から5月7日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果につきましては、この資料の後ろから1枚めくっていただいた2枚目の「参考」と右肩にあるものでございますが、1通御意見をいただきました。御意見の内容はピメトロジンのADIを0.013 mg/kg体重/日と設定することに反対であるというものでございます。

理由といたしまして、無毒性量について再検討した結果、2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)での無毒性量が10 ppm投与群から100 ppm投与群に変更されたわけですが、ここでコメントされている「10 ppm投与群は対照群と同等と変更された」というところは「100 ppm投与群」の間違ひではないかと考えられますが、理由の趣旨といたしましては、対照群の発がん動物数は50匹中9匹であり、このような試験は毒性評価に不適である。適正でない試験においては、安全係数を1000とすべきということを御意見の理由としていただいております。

この御意見の関連のデータといたしましては、少し戻っていただきまして資料1-3の36ページの表23になりますが、この試験につきましては表23にありますような定量的解析を行った結果、こちらにあります投与量100 ppm投与群は投与量0と比較いたしまして有意な増加は認められていないということになったことがございます。

また「参考」の方に戻っていただきまして「回答」の方でございますが、専門調査会の回答といたしましては、御指摘いただいた試験はGLPに従って実施されていること、それから、対照群での肝細胞増殖巣の発生頻度につきましては、試験で使用した系統のラットの背景データの範囲内であることから、自然発生によるものであると判断されていることを説明しております。そして、別の試験でより低い値の無毒性量が得られており、それを根拠にADIを設定した旨も説明しております。

「参考」の次の資料の最後の2ページでございますが、こちらには評価書の変更点を示しておりますが記載の整備でございまして、基本的な評価の内容については変更はございませんので、このように変更した上で関係機関に通知をしたいと考えております。

資料1-3の説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。いかがですか。ADI設定が変更になっていますが、これでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本件につきましては農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「ピメトロジンの一日摂取許容量を0.013 mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、続きまして「農薬及び動物用医薬品『ジノテフラン』に係る食品健康影響評価について」です。本件につきましては、本年2月18日の委員会会合において評価要請があった際、農薬及び動物用医薬品の両方の用途がある物質ですが、まずは農薬専門調査会で審議を行うこととし、その審議結果が本委員会に報告される際に、動物用医薬品専門調査会における審議を行うかどうかについて検討し、決定することとしておりました。本件につきましては、農薬専門調査会における審議結果が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、資料1-5に基づきまして御説明いたします。

資料1-5のジノテフランは、農薬と動物用医薬品の2つの用途があるものでございます。まず、10ページを開けていただければと思いますが「7. 開発の経緯」にございますように、農薬といたしましては殺虫剤として稲、野菜、果実等を対象に用いられているのであります。動物用医薬品といたしましては、動物体に直接適用しない畜・鶏舎及びその周辺のハエの成虫の駆除を目的として承認されているものでございます。

少し戻っていただきまして、4ページ、5ページを開けていただければと思います。審議の経緯でございますが、このものは農薬といたしまして、5ページの真ん中よりちょっと上にありますように「第3版関係」ということで、3回目の審議になります。それが今回の評価の関係でございます。にら、キウイ等に適用拡大をしたいということで、本年2月に厚生労働大臣より残留基準設定についての評価の要請があったものでございます。本件につきましては、8月の農薬専門調査会の方で審議がなされております。

新たに提出されました資料の関係といたしましては、少しめくっていただきまして、31ページの「(12) りんご②」という植物体内運命試験がございます。植物体内運命試験に

については、その次のページの「(13) レタス」「(14) ばれいしょ」、34ページにございます「(15) なたね」の試験の成績も追加で提出されております。また、48ページの下の方ですが「6. 作物等残留試験」の成績がございます。

毒性の関係といたしましては、更に先の方の62ページで「(3) 2世代繁殖試験(ラット)③」がございます。こちらの試験の成績が提出されておりますが、こちらの無毒性量はADIの設定に影響する値ではございませんでした。

68ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」がございますが、追加提出されました資料を検討した結果、ADIの変更はございませんでした。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、本件につきましては、この後、動物用医薬品専門調査会における審議を行うかどうかについて、担当委員の見上さん、いかがでしょうか。

○見上委員 本件の諮問理由は農薬の適用拡大だけでありまして、農薬専門調査会での審議の結果、既存の評価結果が変更になるものではないということでした。また、先ほどの説明によれば、動物用医薬品専門調査会での審議を改めて行うまでもなく同じ結論に至るものと考えます。したがって、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会での審議を行う必要はないと考えます。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明にありましたように本件につきましては、動物用医薬品専門調査会での審議を行う必要はないということとし、また、調査審議の結果、既存の評価結果に影響を及ぼすものではないとの結論ですので、昨年10月8日付けの食品安全委員会決定に基づきまして、意見・情報の募集は行わないこととし、既存の評価結果と同じ結論、すなわち「ジノテフランの一日摂取許容量を0.22 mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 ありがとうございます。

続きまして「動物用医薬品『モネパンテル』に係る食品健康影響評価について」です。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1－6に基づきまして御説明いたします。

資料1－6は動物用医薬品のモネパンテルの評価書でございます。このものは動物用の寄生虫の駆除剤でございまして、6ページの下の方の「7. 開発の経緯及び使用状況等」を御覧いただければと思います。このものは、哺乳類に存在しない線虫類にのみ見出される特異的な受容体と結合することにより、虫体を麻痺させるという作用がありまして、羊用消化管線虫駆虫薬として開発されたということでございます。7ページの上の方にございますように、ニュージーランドでは羊を対象動物として承認されておりまして、EUでも承認をされているということでございます。

少し戻っていただきまして、3ページの審議の経緯にございますように、昨年3月に厚生労働大臣より、このものの残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございまして、動物用医薬品専門調査会において審議がなされました。7月から8月にかけて、国民からの御意見・情報の募集を行いました。この資料の最後から2枚目のところに、その結果について「参考」をつけてございますが、期間中に御意見・情報はございませんでした。

最後のページには、この評価書の変更点、表記に関する修正がございまして、この変更点は評価の内容に関わるものではございません。したがって、本件につきましては専門調査会の結果をもちまして、この変更を行った上で関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。今、読んでいて不思議に思った

のですが、この線虫というのは哺乳類に存在しないのに駆虫薬は要るのでしょうか。

○坂本評価課長 そこは「特異的な受容体」に係っているものです。

○小泉委員長 「特異的な受容体」に係っているのですね。

○坂本評価課長 はい。

○小泉委員長 そこに係るとなると、存在しない線虫に何で薬が要るのかと思ったのですが、この「存在しない」というのは「特異的な受容体」に係っているのですね。分かりました。日本語は難しいです。ほかの方、いかがですか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「モネパンテルの一日摂取許容量を0.001 mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(2) 食品安全委員会の8月の運営について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全委員会の8月の運営について」です。

事務局から報告をお願いします。

○西村総務課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして御報告いたします。食品安全委員会の8月の運営についての報告です。

食品安全委員会は8月5日は1品目について評価結果を出し、そのほか、添加物評価書に係るリスク管理機関からの照会についての報告がございました。また、研究課題の事後評価結果について決定がされております。また、7月の運営報告、モニター会議の報告がございました。

8月19日の委員会では、食品SOS対応プロジェクトの報告について消費者庁から説明がございました。そのほか、16品目についてリスク管理機関から評価の要請があり、3品目について専門調査会の審議結果報告がなされ、4品目について評価結果がまとまっております。そのほかに食の安全ダイヤルについての報告がございました。

次のページでございますが、8月26日の委員会では、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性についてリスク管理機関から報告があり、調査審議に用いることとされました。そのほか、1品目についてリスク管理機関から評価の要請があり、4品目について専門調査会の審議結果報告がございました。また、3品目について評価結果がまとまっております。ほかにモニターからの報告と食品安全関係情報の報告がございました。

専門調査会でございますが、8月30日に緊急時対応専門調査会が開催されております。

次のページですが、添加物専門調査会が8月31日に開催されております。

農薬専門調査会では、8月2日に評価第一部会、8月4日に幹事会、同じく8月4日に評価第二部会が開催されております。

化学物質・汚染物質専門調査会では、8月6日に清涼飲料水部会が開催されております。

かび毒・自然毒等専門調査会が8月27日に開催されております。

肥料・飼料等専門調査会が8月25日に開催されております。

最後のページですが、意見交換会等につきましては、記載のとおり開催されているところでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

(3) 食品安全関係情報（8月14日～8月27日収集分）について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全関係情報（8月14日～8月27日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いします。

○大谷事務局次長 それでは、お手元の資料3-1、3-2に基づきまして御報告いたします。

資料3-1の方は、ハザードごと、地域別に8月14日～8月27日の間に収集いたしました食品安全関係情報の一覧表でございます。140件収集いたしました。このうち、本日は化学物質と微生物・プリオン・自然毒から1件ずつ御報告申し上げます。

資料3-2を御覧いただきたいと思います。1件目は化学物質からで、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関、FSANZと申しますけれども、FSANZからアスパルテームに

関する5項目のファクトシートの更新版が公表されております。

本文にまいりますと、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関は8月に、アスパルテームに関する5項目のファクトシートを更新しましたとなっております。これは2007年に従来版のファクトシートがございましたけれども、それにフェニルケトン尿症について付け加えた内容となっております。

「1. アスパルテームとは何か。」ですけれども、アスパルテームは砂糖の代わりに使用される非常に高い甘味度の甘味料で、国際的な評価を受けて広く認められている甘味料となっております。このアスパルテームについて少し補足したいと思いますので、お手数ですが次の2ページ目を御覧いただきたいと思います。2ページ目のちょうど真ん中より下の方の「(※1) 訳注」を御覧いただきたいと思います。アスパルテームは、アスパラギン酸とフェニルアラニンの化合物でございます、体内に入りますと代謝されてアスパラギン酸とフェニルアラニンに分解されるということになっております。

このアスパルテームについては、30年ほど前に国際機関で評価されておりますけれども、2002年から2007年にかけてイタリアにおきまして、アスパルテームの暴露によって発がん性リスクが高まるのではないかという論文が幾つか公表されております。それに関して欧州食品安全機関や米国食品医薬品庁等で再評価が行われておりまして、アスパルテームと発がん性の関連性を示す情報はないと結論されております。これを受けまして、FSANZからこのペーパーが出たと思われまます。

もう一度、1ページに戻っていただきますと「2. アスパルテームは安全かどうか」というところで、FSANZにおきましても1994年にオーストラリア人の甘味料摂取について調査を行いまして、平均的なオーストラリアの消費者の摂取量はADIの7%、摂取量が多い集団でもADIの30%という結論が出ております。

2003年の追加の調査におきましても、平均的な消費者はADIの6%、高摂取量集団でもADIの25%ということで、豪州におけるアスパルテームの摂取レベルは健康に悪影響を及ぼすレベルよりはるかに低いという結論に達しております。

「3. アスパルテームの安全性について他の管理機関や専門委員会で検討されているか」は、アスパルテームの評価の歴史が書かれてございます。FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)では、1980年にアスパルテームについて評価いたしまして、ADIを40 mg/kg 体重/日に設定しております。これに対しまして、欧州委員会の食品に関する科学委員会、これは現在のEFSAの前身になる機関でSCFと申しますが、そこで2002年にやはり評価をいたしまして、JECFAのADIを支持する結果を出しております。

また、2006年には米国の国立ガン研究所で34万人の男性と23万人の女性を対象にした調査から、アスパルテームの摂取とがんと関連はみられないという結果が出ております。その後の研究でも、アスパルテームとがんと関係についての否定的な結論は出ていないということです。2008年、2009年にかけて欧州食品安全機関（EFSA）におきまして、再度レビューを行いまして、次のページへいただきますと、従来の評価を再検討すべき新たな証拠は見つかっていないという結論になっております。

「4. フェニルケトン尿症（Phenylketonuria）」が新しく加わった項目でございます。まず、フェニルケトン尿症について記述されております。フェニルケトン尿症は、フェニルアラニンを代謝できないという遺伝疾患であって、いろいろな発達障害を伴うということで、幼いころから、食事の管理だとか薬物治療を併せて管理する必要があるという指摘がされております。アスパルテームはフェニルアラニンを含んでおりますために、フェニルケトン尿症の人に対する注意喚起が必要だという指摘がされております。

「5. アスパルテームは表示されているか」という項目ですが、FSANZにおいては種類の名称だとか、個別名称、あるいはコード番号で表示するというルールになっているということが書かれております。

ちなみに、2ページの下の方でございますけれども、我が国におきましては、1983年にアスパルテームは食品添加物として認められておりまして、同時に表示義務もあるということで、現在、管理されております。

3ページ目にいただきますと、当初のJECFAの報告書あるいは最新のEFSAの報告書を参考にできるように載せてございます。

2点目は、微生物・プリオン・自然毒から「英国食品基準庁（FSA）、ヒスタミン中毒に関し助言」という情報を載せております。タイトルのところですが、原文では「ヒスタミン中毒」のところは括弧内の「サバ科魚類食中毒」となっております。

本文にいただきますと、英国食品基準庁は、8月にマグロ、サバ、ニシンなどサバ科魚類を原因とする食中毒事件が多発していることを受けて、仕出し業者や消費者に対して適切な魚の冷蔵方法に関して助言を行ったということでございます。原文には「サバ科魚類」と書いてございますけれども、実はニシンはサバ科ではないということがありまして、ここでの御紹介は一般的によく知られているヒスタミン中毒ということでタイトルはつけさせていただいております。

2つ目のパラグラフですが、便宜的にサバ科魚類の食中毒は、マグロ、サバ、ニシンなどの魚種の摂取に関連しており、魚や魚製品が適切に冷蔵されていない場合に細菌が繁殖

いたしましてヒスタミンが生成し、それが体内に入って食中毒を起こすというメカニズムが書かれております。更に、加熱してもヒスタミンは分解されないことが指摘されています。

英国におきましては、6月から7月の間に4件の食中毒が報告されて、10人の患者が出ており、いずれも仕出し施設が関わっているということで、冷蔵方法などについての不適切さによって引き起こされたものと報告されています。

症状でございますが、症状はアレルギー様の症状で、発疹だとか嘔吐、動悸、あるいはけいれんが起こるといふこと、それから、摂取して10分程度の後から起こって、24時間以内に回復することが書かれております。

英国食品基準庁（FSA）は、仕出し業者及び食品業者に対して、以下の点について助言しております。一つは魚をできるだけ早く低温下で管理すること。例えば冷蔵庫ですと5℃以下、冷凍庫ですと-18℃以下に設定することが指摘されています。また、解凍する際にも温度が上昇しないように低温で解凍するよう助言しております。また、魚を扱う前後には手洗いを十分行うということになっております。

4つ目には信頼できる店から魚を買うという指摘がございます。

HPAと書いてあるのは英国保健保護局ですけれども、ここからいろいろな情報をとれるようになっております。

ちなみに、我が国の状況でございますが、食品安全委員会におきましても、ヒスタミンに対する食中毒の簡単な注意喚起文書をつくっております、ここで御紹介したのと同じような注意喚起をしております。我が国におきましては、この10年ぐらいの間に年間10件ぐらい、100人から200人前後のヒスタミン中毒が報告されております。そのほか、国立医薬品食品衛生研究所、その他から注意喚起の情報が提出されております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

私の方からちょっとコメントとして、最初のフェニルケトン尿症の話なのですが、これは日本で何人ぐらい発生するのかなど。私は公衆衛生学でマス・スクリーニングを教えたものですから、大体10万人に1人ぐらい、年間100万人ちょっと生まれますので、毎年十数名前後だと思われまふ。したがって、100万人調べて十数人見つかるということですが、日本の代謝異常疾患では割合多い方なのですね、これでも。ですから、その十数名の方に

対しては、アスパルテームについてはやはり表示して避けることが大切ではないかなと思います。この遺伝性疾患ですが、国によってかなり差がありまして、大阪市大の報告では欧米は1万人に1人とか、中国では1万6,000人に1人とか言われていまして、国によってかなり差がありますが、日本は少ない方で、十数名発生しているということになります。最近はどういった治療も含め生まれたときにすぐ調べまして、治療食で育てることによって知能障害等を防ぐことができる施策が行われております。

ほかにどなたか御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、ほかに議事はございますか。

○西村総務課長 ほかにはございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は9月16日木曜日14時から開催を予定しております。

また、明日9月10日金曜日14時から動物用医薬品専門調査会が公開で開催。

来週9月13日月曜日14時から新開発食品専門調査会が非公開で開催。

9月14日火曜日14時から農薬専門調査会評価第四部会が非公開で開催される予定となっております。

また、食品安全委員会では、消費者などの皆様から食品の安全性に関する情報提供、お問い合わせ、御意見をいただくとともに、食品の安全性に関する知識を深めていただくため「食の安全ダイヤル」を開設しております。受付時間は平日の10時から夕方5時までとなっております。また、メールでも受け付けを行っておりますので、是非御利用いただければと思います。

以上をもちまして「食品安全委員会（第347回会合）」を閉会といたします。どうもありがとうございました。